

◎新潟県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 高田停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市東城町三丁目字草野67番1から同市鴨島二丁目815番13まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日